

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		浄化槽保守点検業者の登録の取消等
根拠条例・規則等名		さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（平成14年条例第40号）
条 項		第14条第1項
所 管 部 課		環境局環境共生部環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。
	設定等年月日	平成14年11月6日設定 平成14年11月6日最終改正
備 考		